

平成25年度第3回文化財審議会会議録

- 1 開催日時 平成26年2月6日(木) 午前10時から午前11時30分まで
- 2 開催場所 我孫子市教育委員会大会議室
- 3 出席者
(委員)
梅村恵子会長、金丸和子副会長、浅間茂委員、西川誠委員、河東義之委員、古里節夫委員

(欠席委員)
佐野賢治委員

(事務局)
倉部俊治教育長、高橋操生涯学習部長、西沢隆治文化・スポーツ課長、鈴木肇文化・スポーツ課主幹、辻史郎主査長、工藤文主査
- 4 教育長挨拶
- 5 議題
 - 1) 日立精機2号墳の指定について(諮問)
- 6 そのほか
 - 1) 旧井上家住宅の保存と活用計画(案)について
 - 2) 平成25年度発掘調査報告について
- 6 公開・非公開の別 公開
- 7 傍聴人 なし
- 8 議事概要
西沢課長 それでは定刻になりましたので、始めたいと思います。本日はお忙しい中、ご出席いただきありがとうございます。前回、1月23日に我孫子駅のそばで開催いたしましたが、引き続きましての本日となります。傍聴人はおりませんので、梅村会長、早速ですが、議事をよろしく願いいたします。

梅村会長 では、平成25年度第3回の我孫子市文化財審議会を開催いたします。最初に教育長からご挨拶があるということでございますので、よろしくお願いいたします。

倉部教育長 皆さん、おはようございます。本日は大変お寒い中、また、お忙しい中、我孫子市文化財審議会にご出席賜りまして、本当にありがとうございます。私は昨年の9月2日に前任の教育長の辞任に伴いまして急遽着任いたしました。いままでの教育長は教育分野のご出身でいらっしゃいましたが、私は我孫子市で初めて行政職からこの職を賜りました。これまでの主な経験としては、財政経験が12年、議会経験が9年などであり、たまたま教育委員会にはご縁がありませんでしたが、大学では史学を勉強し高校の世界史の教師を目指しておりました。夢かなわず、縁があって市役所の職員となりました。そして、教育委員会とは縁がないまま退職を迎えるという予定でしたが、最後の最後にこのようなご縁をいただきました。これからも、皆さんと文化財について同じような気持ちを持てれば幸せと思っております。

皆さんもご存じのとおり、我孫子市は、旧石器時代から現代まで連綿と人々が暮らしを営み続けてきている非常に貴重な土地柄だと思っております。住みやすい土地、ということを意識的に発信すべきところであると思っております。また、それに伴っていろいろな時代時代の文化財は、わたくしどもにとって本当に貴重な財産であり、これらを少しでも後世に残さなければならぬ、そして、これは担当者の強い思いでもあります。わたくしも少しでもかわりを持って、担当者の思いをしっかりと市民の方々に伝えていながら、文化財という時間がかかる事業ではありますが、それを守っていきたいと思っております。特に現在13件指定文化財がございますけれども、まだまだ予備軍がたくさんあるということで、少なくとも毎年一つずつは指定をしていきたいという担当の熱い思いも伝わってきていますので、ぜひともいろいろお手数をおかけするとは存じますが、ご協力を賜りますようお願いいたします。

今回の日立精機2号墳の指定に向けては、古里先生の大きなご尽力があったと報告を受けております。今後、新たに文化財を指定するにあたりまして皆さんの力強いご協力をいただきたいと思います。我孫子市の文化財に対し、同じように熱い思いを持っていただきまして、少しでも残す、ちゃんとした形で後世に伝えるという思いを発信して参りたいと思っておりますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

梅村会長 どうもありがとうございました。それでは、事務局から資料の確認をお願いいたします。

西沢課長 それでは、資料の確認をさせていただきます。「会議次第」が1枚、資料1として、「日立精機2号墳 指定の諮問書(写し)」、資料2として、「旧井上家住宅の保存と活用について(案)」、資料3として、「平成25年度発掘調査報

告」、になります。お手元の資料をご確認ください。

梅村会長 よろしいでしょうか。では、まず議題1としまして「日立精機2号墳の指定について」、事務局から説明をお願いします。

西沢課長 はい、議題1「日立精機2号墳の指定について」です。前回の会議で、委員の皆さんにご審議、ご意見等いただきました。本日は、それを受けまして、指定について諮問をいたします。教育長から会長へ、諮問書をお渡しいたします。

(教育長から会長へ諮問書を提出。教育長及び部長は業務のため退席)

梅村会長 それでは、いま諮問書をいただきました。日立精機2号墳の指定について、最終的な審議をしていきたいと思いますが、事務局から、諮問内容について説明をお願いします。

西沢課長 そうしましたら資料1につきまして、担当から説明申し上げます。

辻主査長 それでは、まず諮問書の中身について、項目のところから読み上げさせていただきます。

「1 指定しようとする文化財。1) 種別、記念物(史跡)。2) 名称・員数、日立精機2号墳、1基。3) 所在の場所、我孫子市我孫子二丁目1番88。4) 構造、形式、前方後円墳。2 指定しようとする文化財の概要。日立精機2号墳は我孫子古墳公園内に所在する古墳で、墳丘の高さ2.5m、全長30m(墳端長)、後円部径18m、前方部幅21m、周溝幅4～5m、周溝深さ50～60cmで、くびれ部に横穴式石室を有する前方後円墳である。後円部径に比して前方部幅が大きく、バチ形に開く特徴的な形態を示しており、古墳時代終末期に我孫子地区に大きな勢力が展開していたことを表すものである。前方後円墳としての外観と規模を有するものとしては、水神山古墳(千葉県指定史跡)と日立精機2号墳の2基のみとなっている。」

調書としては1枚めくっていただいて、1から4までは重複するので、割愛いたします。

「5年代、7世紀前葉。6所見。

(古墳の概要)

日立精機2号墳は我孫子市我孫子二丁目1番88(我孫子古墳公園内)に所在する古墳で、すでに消滅した1号墳と並んで旧日立精機工場内にあったためこのように命名された。利根川水系より開析する谷の最奥部に面した台地先端部を占める。昭和40(1965)年、東京大学考古学研究室を中心とした発掘調査の結果、墳丘の高さ2.5m、全長30m(墳端長)、後円部径18m、前方部幅21m、周溝幅4～5m、周溝深さ50～60cmで、くびれ部に横穴式石室を有する前方後円墳であることが判明した。後円部径に比して前方部幅が大きく、バチ形に開く特徴的な形態を示す。南に向かって開口する横穴式石室は、玄室部と羨道部からなる。玄室

の長さ2.25m、幅1.6mで、天井石が失われているが奥壁の高さを参考にすると高さ2.0m強となる。ローム層下の泥岩を切り出した構築材は、奥壁は上下2段、側壁は復元すると6段（最下段は3枚、2段～4段は4枚、5段は5枚）を横位に積み上げている。玄室部と羨道部を仕切る玄門は幅1.35m、縦位に構築材を使用している。羨道部は長さ90cmと短く、側壁は6段以上の構築材を横位に積み上げる。羨道部前面には長さ6mの素掘りの通路（羨道の一部と捉えることもできる）があり、前庭部へと通じている。発掘調査時、天井石が失われ開口していたため、石室内の副葬品も失われていた。前庭部前の周溝からは墓前祭祀に使用されたと考えられる須恵器の瓶類が出土しており、日立精機2号墳が少なくとも7世紀前葉に作られて祭祀が行われていたと考えられる。

（古墳の意義）

日立精機2号墳は失われてしまった1号墳とともに、JR常磐線を隔てた南側に展開する根戸船戸古墳群や第四小学校古墳と同時期の古墳であり、古墳時代終末期に我孫子地区に大きな勢力が展開していたことを示す。これは、次代に律令の象徴である郡衙が大きな終末期古墳群を有さない湖北地区に作られることと合わせると興味深い事例となる。

また、我孫子市内には古墳時代前期（4世紀後葉）の水神山古墳（千葉県指定史跡）、高野山1号墳（6世紀後葉）、羽黒前古墳（6世紀後葉）、第四小学校古墳（7世紀前葉）などの前方後円墳が築かれたが、開発等によって多くが失われ、現在、前方後円墳としての外観と規模を有しているものは水神山古墳と日立精機2号墳である。平成18年、旧日立精機の撤退とマンション建設により失われる可能性があったが、市と事業者が協議を重ね、都市公園に取り込むことによって古墳を保存し、周溝を明示するなど、古墳として分かりやすくするよう整備を行った。市民にとっても文化財と身近に触れ合う機会となっており、文化財と開発事業が共存をはかることにより、市指定文化財としての価値を高めているといえる。」以上、古里先生に監修していただきました。

前回の会議の際に石材の種類について再度調査をということで、考古石材研究所という民間の調査機関に石室の石材の切片を送りまして、実見してもらいました。その結果、「泥岩」という名称でよいということでした。粒子の粗さによって区分されるとのことで、こちらの石材については泥岩でよいということでした。おそらく柏市布施から印西へ展開する地元の石を使用しているのであろうという見解でした。

それから所見の最後の部分に、文化財と開発事業の共存についてもう少し具体的に表記すべきということから、内容の精査を行って、市が事業者と協議を行って、古墳を公園の中に取り込んで残したという経過を明記し、修正しました。

西沢課長 なお、所有者である我孫子市からこのように同意を得ていることをご報告
します。我孫子市長の同意書がこちらになります。ご確認ください。

(委員の皆さんに同意書をご覧いただく。)

辻主査長 説明を追加していきます。調書のあとに平面図と現況写真を付しております。
前回、現地で見えていただいておりますが、平面図についてはこのマーカー
で着色してある部分を指定範囲としております。そのあとに各方向からの現
況写真があります。

西沢課長 古里先生、補足などありましたらお願いいたします。

古里委員 確認ですが、周溝は残っているのでしょうか。

辻主査長 周溝部分の表面はアスファルトに覆われており、地下に遺されているとい
うことになります。

古里委員 周溝部分も含む範囲での指定ということですね。

西沢課長 はい。

辻主査長 復元模型は含まず、周溝部分までの範囲を指定ということですよ。

梅村会長 指定範囲等も含めて何かご意見などございましたら、お願いいたします。

西川委員 周辺に第四小学校古墳、日立精機1号墳などの古墳群がかつてあり、それ
らが無くなってしまいう中で残されたという意義は高いと思います。

浅間委員 調書の最終部分で開発事業に触れていますが、「日立精機の撤退とマンショ
ン建設」という表現よりも「日立精機の撤退によるマンション建設」のほう
がより具体的な表現かと思いますが、いかがでしょうか。意味に大きな違い
はないので、どちらでもよいのですが、いかがでしょうか。

西沢課長 言い切つてよいかどうか判断が難しいところでもあるので、並列での表記
をさせていただきたいと思っておりますが・・・。

浅間委員 わかりました。結構です。

梅村会長 ほかに何かございますか。

浅間委員 指定に関しての意見ではないのですが、ここは公園ということもあって子
どもたちの遊び場にもなると思います。保存の状態との兼ね合いはいかがで
すか。

西沢課長 柵を設置して入れないようにするというのが保存するにはもちろんいい訳
ですが、子どもたちに触れあってもらおうということが大切と考えています。
先日、見ていただいたときには土が見えている状況でしたが、今後は芝や下
草を植えるなどの保護の方策を施していくつもりです。

梅村会長 指定とはやはり関係がないのですが、模型に現在地と実際の場所の関係が
判るような表示があると良いと思いました。

西沢課長 わかりました。

(ほかに意見なし)

梅村会長 では、日立精機2号墳について市指定文化財として指定してよいというこ
とでよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

梅村会長 では、市指定文化財としてよいということで答申いたします。

西沢課長 答申書につきましては事務局で作成の上、会長に確認していただき教育委員会において議案として提出したいと考えておりますが、いかがでしょうか。

(異議なしの声あり)

梅村会長 それでは、よろしく願いいたします。

西沢課長 そのようにさせていただきます。このあとの予定ですが、答申をいただきましたあと、2月の定例教育委員会議に議案として提出することとなります。可決されれば、今月のうちには指定の告示がなされる運びとなります。

梅村会長 それでは議題はここまでといたします。それ以外に、事務局から何かありますか。

西沢課長 2点ほど、ご報告がございます。1点目は、旧井上家住宅の保存と活用計画(案)について、担当からご説明いたします。

鈴木主幹 それでは資料2をご覧ください。「旧井上家住宅の保存と活用計画(案)」です。この案につきましては、既に一度ご報告をしているところですが、今年度は基本設計が終了し、修正も加えておりますことから、もう一度、全体像も含めてご説明いたしたいと思っております。1ページの目次ですが、1の「計画の策定経緯と目的」から7の「旧井上家住宅の保存・整備・活用の年次計画」までの7つの項目で整理をしております。続きまして2ページ目、1の計画の策定経緯と目的として、文化財保護法、市の条例等に基づきまして保存と活用をしていくということを書いています。次の計画の位置づけでは、この計画は部門別の個別計画の位置づけで、市の基本構想や生涯学習推進計画に即して策定するものであるとしています。続きまして3ページ、計画の期間ですが、今年度から平成33年度までとし、市の総合計画や社会教育推進計画と整合を図りながら進めていくとしています。12ページをご覧ください。こちらの年次計画ですが、前回ご説明した内容から若干修正されています。25年度、基本設計を行いました。26年度は表門、裏門、外塀の実施設計、合わせて敷地内にあります陶芸小屋とトイレの解体を行います。27年度には26年度に実施設計を行ったものの工事を行います。並行して二番土蔵の実施設計を行う・・・といった形で実施設計の翌年に工事を行うと流れで順次進めていく予定です。市全体の財政状況と調整しながら工事の順番やタイミングを計っていきます。活用につきましては、工事前、工事中とも部分公開をしていきながら工事終了をもちまして全面公開となります。塀についてですが、実は中庭の塀が去年の台風21号で傾きました。外塀も非常に老朽化が著しく、面している道路はスクールゾーンでもあることから安全性を優先して確保するというので、最初に行うことといたしました。4ページに戻ります。4ページから6ページまでは、旧井上家住宅の概要ということで建物の配置や面積、文化財としての評価などを整理しています。続

きまして7ページにいきます。こちらは旧井上家住宅の保存・整備についての基本的な考え方ということで、文化財としての価値を損なわないような保存処置を行うことを基本とし従来の面影を残す材料の選定や古部材の再利用、古建築技法の採用をしていく旨を記しています。また、2の整備については、市民の皆さんに愛されるような活用を念頭においた整備を行って行くとしています。一つ目として「歴史的建造物及びその庭園としての整備」、二つ目が「展示空間としての整備」、三つ目が「イベント空間としての整備」、四つ目が「休憩・飲食空間としての整備」の項目で整理しています。続きまして9ページをお開きください。こちらは活用についての基本的な考え方を示しています。活用の考え方としては、保存と整備の基本的な考え方に沿って、四つの視点で行うとし、一番目が歴史・文化の発信、二番目が学校教育や生涯学習との連携、三番目が市域東側の観光拠点としての魅力向上、四番目が文化・芸術を活かした地域の活性化としています。10ページですが、活用プランとしていまして、建物ごとの活用プランをここに記載しています。まず、母屋ですが、展示、イベント、ワークショップ、学校や生涯学習などと連携した学びの場、撮影などへの貸し出しとしています。次に旧漕場ですが、展示、休憩・飲食提供、情報提供、撮影などへの貸し出しとしています。二番土蔵ですが、こちらでは絵や写真などの展示ギャラリーを挙げています。新土蔵では、コンサートやリサイタルなどの音楽イベント、展示ギャラリー撮影などへの貸し出しとしています。前庭、一番土蔵跡、三番土蔵跡については、ワークショップや屋外イベントへの貸し出しを行うとしています。中庭では、庭園樹木の復原、四季折々の植物などを楽しめる空間とします。駐車場については、大型も駐車できるものとし、来訪者を呼び込むサインの設置やトイレなどを考えていきます。前回、ご説明したときには、二番土蔵と新土蔵の間に三番土蔵を復元して井上家資料の収蔵施設とすることとしておりましたが、財政部門との協議によりこの部分は削除しております。以上です。

梅村会長 ありがとうございます。今のご説明を受けまして、何かございますか。

河東委員 10ページの活用プランの箇所ですが、母屋の展示について、あまり中の説明をし過ぎない方が母屋の良さを分かってもらえるかと思います。よくありますが、床の間やお座敷にいろいろな説明パネルがあるということがありますが、そういったものはどこかに集中的に配置したり、目立たないように設置することが良いと思います。せっかくの格式のある座敷がなんとなく安っぽく写ります。それと、資料は別としてぜひ撮影は自由に、というほうが良いと思います。そして、そのときにやはり写真に展示物のようなものが入らないようにしたらよいと思います。撮影を許可したときのデメリットがあるかどうかということですが、あまりないのではと思います。

もうひとつ、細かいことですが、16ページ旧漕場の建設年代です。「建設年代は明らかでないが」となっていますが、実は先だって棟札が見つかりま

して年代がはっきりしましたので、直していかなければいけないと考えております。

鈴木主幹 わかりました。

活用について、伺いたいのですが、たとえばお茶会に使うなどの活用はいかがなのでしょうか。

河東委員 結構なことではないかと思います。もともとお客様をお迎えするそうしたお座敷でもあるわけですから、ぜひ使っていったらよいと思います。また、そうした活用に国からの補助金制度もあったかと思うので、検討されるとよいのではないのでしょうか。

西沢課長 いろいろ調べてはいるのですが、エリア的な整備が対象であったり、重要文化財が中心の制度であったりとなかなか該当するものが見つかっておりません。民間の補助なども含めて検討していきたいと思います。

浅間委員 飲食の提供というのは、作って出すということによいのでしょうか。

西沢課長 軽食などを提供することを視野に入れています。

河東委員 釜屋が使えますね。釜屋は鉄筋コンクリートなので、調理場として非常に適していると言えます。国指定の木造の建物でも中に喫茶店を設置することができたりしますから、ましてや釜屋が利用できれば特によいと思いますね。

西沢課長 飲食を提供するには、建築基準法、消防法など法的にもクリアすべき事項があるので簡単にはいかないのですが、そうした機能も盛り込む考えです。

金丸委員 三番土蔵の資料収蔵機能は削除したとのことですが、これは将来的にも無いままということでしょうか。

鈴木主幹 この計画が終了した時点で、また、改めて検討していきたいと考えています。

古里委員 収蔵を考えてということでしたが、収蔵はどのようにになりますか。

西沢課長 基本的には教育委員会の事務室、それから文書全般を委託している筑波の倉庫へ収蔵していくということになります。現在、市史のほかの資料などもこの倉庫を利用しています。

西川委員 資料や着物など、現地で拝見したものもありますが、整理の状況はいかがですか。

辻主査長 井上家の資料については、以前一度目録を発行したのですが、その後、追加されるものがたくさんあり、再度、整理をしていくこととなり、今、その緒に就いたところです。また、西川先生がおっしゃるとおり着る物などもありましたが、かなり傷んでいるものが多く、やむを得ず処分しているものもあります。しかし、保存すべきものは残し、防虫剤などを施してしまっています。

梅村会長 中には将来、指定文化財になるような価値が高いものもあるかもしれませんね。

西沢課長 可能性としてはあると思います。

(ほかに意見なし)

梅村会長 ありがとうございます。事務局のほうで先生方のご意見など検討していただけますようお願いいたします。報告、もう一つありますか。

西沢課長 2点目は、平成25年度発掘調査報告についてです。現在も進行中ですが、1月末時点ということでまとめておりますので、担当から説明をいたします。

辻主査長 例年、1年間で行う発掘調査は7～8件程度なのですが、今年度は経済状況の変化も見越してか、非常に多くなっており1月末時点で20件行っています。特に、この中でも遺跡の範囲内ですが発掘を行っても遺構も遺物も出ないという現場も多いのですが、特筆すべきものとしては前回報告したチアミ遺跡です。ほかに下から二つ目の西大久保遺跡は、竪穴住居1件が確認されており、来年度、本調査をしていく方向性で事業者と協議中となっております。ここは、我孫子中学校校庭遺跡という大集落の遺跡と時代的にもリンクし、非常に良好な資料が期待されるものです。以上です。

梅村会長 ありがとうございます。皆さん、ご質問やご意見はございませんか。

古里委員 これらの原因は、民間開発でしょうか。

辻主査長 原因は個人専用住宅が多いですが、宅地造成もあります。面積が2,000㎡になってくるものなどは開発となっています。

古里委員 確認ですが、本調査は民間の発掘会社に委託ですか。

西沢課長 今のところ直営で行っています。少しずつ対応が困難になってきており、民間委託も考えていかなければいけない時代になってきているとは思っています。

古里委員 本来的には直営で調査すべきところでしょうが、近隣市町村はかなり民間に委託をしているようですね。

西沢課長 県の指導では、基本的に直営で行うということになっています。ただ、担当者が複数の現場を抱えてオーバーフローになってしまうときには委託も可であるとされています。

(ほかに意見なし)

梅村会長 皆さん、ありがとうございます。本日の文化財審議会はこれで終了いたします。

以上